

相続に関する必要書類一覧表

提出書類	区分	単独相続	共同所有	抹消登録	
				一時抹消	永久抹消
① 自動車検査証（車検証）		◎	◎	◎	
② 被相続人の死亡確認ができ かつ 相続人全員が確認できる 戸籍謄本（全部事項証明書）		転籍をしている場合又はその謄本に「○○により○○年○○月○○日改製」と記載されている場合は、 <u>転籍前の謄本や改製原戸籍の謄本が必要になる場合があります。</u> （※）	転籍をしている場合又はその謄本に「○○により○○年○○月○○日改製」と記載されている場合は、 <u>転籍前の謄本や改製原戸籍の謄本が必要になる場合があります。</u> （※）		相続人のうち誰か1人の申請でできます。 ① 自動車検査証（車検証）
③ 戸籍抄本（一部事項証明書）		婚姻等により姓が変更になっている場合で⑥-1若しくは⑥-2の相続人欄の姓が違う場合に必要となります。 なお、②の戸籍謄本で確認が可能であれば不要です。	婚姻等により姓が変更になっている場合で相続人の姓が違う場合に必要となります。 なお、②の戸籍謄本で確認が可能であれば不要です。		② 被相続人の死亡確認ができ かつ 申請相続人が確認できる 戸籍謄本 等
④ 印鑑証明書（発行後3ヶ月以内）		単独で相続する人のみ	相続人全員		③ 申請相続人の印鑑証明書（発行後3ヶ月以内）
⑤ 委任状 （本人申請の場合は実印持参）		単独で相続する人のみ （実印の押印が必要）	相続人全員 （実印の押印が必要）		④ 申請相続人の委任状 ※本人申請の場合は実印持参。
自動車の価格が100万円以下であることを確認できる資料の写し等が添付できる場合 【査定証等】		単独で相続する人のみ （実印の押印が必要）	/	単独・共同相続の必要書類の他に、一時抹消登録が必要となります。	⑤ 移動報告番号及び 解体報告記録がなされた日
⑥-1 遺産分割協議成立申立書					
自動車の価格が100万円以下であることを確認できる資料の写し等が添付できない場合		相続人全員 （実印の押印が必要）			⑦ 申請相続人の振込先金融機関名、支店名、口座番号、口座種類（代理受領の場合は、代理受領者の振込先）
⑥-2 遺産分割協議書 又は 相続放棄申述受理証明書					⑧ 代理人申請の場合、申請人が押印した委任状（還付申請用）
⑦ 第三者に売却する場合の 譲渡証明書		単独で相続する人から譲渡証明書 （実印の押印が必要）	相続人全員から譲渡証明書 （実印の押印が必要）	自動車登録番号標 2枚 （ナンバープレート）	⑨ 代理人の印鑑 ⑩ 申請相続人のマイナンバーが確認できる書類
⑧ 相続人に未成年者がいる場合		※特別代理人の選任等の 手続きをされた上で ⑥-1 又は ⑥-2 を作成していただくこと になります。 ※特別代理人の資格証明書等、別途 書類が必要になる場合があります ので事前にご相談ください。	未成年者の印鑑証明書 （印鑑証明書が発行されない場合、 住民票） （発行後3ヶ月以内）		⑪ 申請相続人の本人確認書類（代理人申請の場合は代理人の本人確認書類）
			法定代理人 親権者（後見人） が確認できる戸籍謄（抄）本 又は 戸籍全部（一部）事項証明書		⑫ 重量税還付権限を委任する場合、 申請相続人が自署・押印した委 任状（代理受領用）
			親権者（後見人）の印鑑証明書 （発行後3ヶ月以内）		
			未成年者の住民票を添付する場合、 譲渡証明書及び委任状については親 権者（後見人）の実印を押印 （記載例 ○○未成年につき親権者 ○○と記入し、その下に親権者（後 見人）の氏名・住所を記載）		
⑨ 車庫証明書（発行後1ヶ月以内）		住所が同一の場合は不要	住所が同一の場合は不要	不要	不要

※改製原戸籍はなぜ必要？

例) 改製前の戸籍 …… 親A・B 子C・D ※子Cが結婚し別戸籍に移動すると…

改製後の戸籍 …… 親A・B 子 D 子Cが確認できなくなる

以上のように、改製後の戸籍では子Cが確認できなくなるので、改製原戸籍も取得して全ての相続人を確定することになります。